

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第36号
事故等種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成27年3月9日 14時20分ごろ
発生場所	熊本県上天草市干切漁港東方沖 下大戸ノ鼻灯台から真方位189° 1,550m付近 (概位 北緯32° 30.92′ 東経130° 27.52′)
事故等調査の経過	平成27年4月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	交通船 幸真丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	294-23390熊本、松島輸送船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、母船の乗組員4人を乗せ、乗組員を上陸させるため、約4ノットの速力で干切漁港東方沖を航行中、平成27年3月9日14時20分ごろ主機が停止した。 本船は、船長が会社へ救助を要請し、会社が手配した船舶にえい航されて干切漁港に入港した。 主機は、燃料を補充したところ、始動した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3 海象：波高 約1.0m
その他の事項	本船は、母船の搭載艇であり、月に1回程度使用されていた。 船長は、出発前に燃料油量の確認を行っていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、干切漁港東方沖を航行中、船長が、出発前に燃料油量の確認を行っていなかったことから、燃料が欠乏して主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、干切漁港東方沖を航行中、船長が、出発前に燃料油量の確認を行っていなかったため、燃料が欠乏して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 出発前には燃料油量の確認を行うこと。
--	----------------------